

専門・職業指導

青少年の職業的自立を支援する営み。学校での職業指導の取組みは1927（昭和2）年の文部省訓令に基づき高等小学校で始まった。国民学校においてはそのための時間が特設された。戦後新制中学校においては学校教育法第36条第2号で「社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能，勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと」と規定され，発足当初は職業科で行われた。

その後，1958（昭和33）年の学習指導要領の改訂により職業・家庭科は技術・家庭科となり，職業指導は進学指導との区別をなくし進路指導として特別教育活動の学級活動に位置づけられた。ここでは，「職業・上級学校などについての理解」「就職（家事・家業従事を含む）や進学についての知識」などが取り上げられている。一定の授業時間で指導することではなくなったが，職業や就職についての知識を教えることは位置づけられていた。

しかし，次の1969（昭和44）年の学習指導要領では，特別活動の学級活動の中に「進路の選択に関すること」と「進路」の言葉があるだけで，「職業」は出てこない。そして，学校行事の中に「勤労・生産的行事」が設けられ，そこに「職業についての啓発的な経験」が出てくるのみとなる。

新学習指導要領（1998）には「望ましい職業観・勤労観の形成」が盛り込まれ，行事では現行（1989）のものから「勤労生産・奉仕的行事」となっている。

[現状と課題] このような変遷は，九十数%の子どもたちが高校に進学するようになったことに対応しているといえる。しかし，学校教育法で高校は「高等普通教育及び専門教育を施す」とされているが，普通科は専門教育科目の設置が義務づけられておらず，ほとんど設置していない。その普通科に圧倒的多数が進んでい

るのが現状である。したがって、高校普通科においても職業や専門に関する知識・技能を身につけさせ、体験させることが必要であるが、中学校においても職業体験と同時に職業や専門に関する知識を学ぶ場が必要である。

近年、職業体験を地域との連携で組織する取組みが広がっているが、このことは、学びの意味や意義を感じられずに学習から逃避している子どもたちが社会の中で大人たちと仕事を介してかかわることにより、改めて学び・生活・仕事を考える契機となっているという意味で重要な取組みである。しかし、職業観や労働観は人とかかわり、仕事を経験するところから子どもたち自身が培っていくものである。かかわる大人が自らの職業観・労働観を提起することは必要だが、押し付けになってはならない。また、体験する仕事の遂行には技や知識が欠かせないことに気づかせ、そしてそれらの習得への意欲を喚起させたいものである。 <森下一期>